

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 令和六年度自衛官第四次募集（航空学生）
- 令和六年度自衛官第四次募集（一般曹候補生）

危機管理課

【公告】

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 〃
- 【公安委員会】
- 運転免許取得者等教育の認定の一部改正
- 運転免許取得者等検査の認定の一部改正

建築指導課

〃

運転免許課

〃

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第三百四十二号

防衛省において採用する自衛官のうち航空学生のうち令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

航空学生

二 応募資格

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しない日本国籍を有する者で、かつ、令和七年四月一日現在で、海上自衛隊は十八歳以上二十三歳未満の者（平成十四年四月二日から平成十九年四月一日までに出生した者）、航空自衛隊は十八歳以上二十四歳未満の者（平成十三年四月二日から平成十九年四月一日までに出生した者）であつて、次のいずれかに該当するものとする。

1 高等学校又は中等教育学校卒業者（令和七年三月に高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者を含む。）

2 1に掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（令和七年三月三十一日までに、これに該当する見込みのある者を含む。）

3 高等専門学校第三学年次修了者（令和七年三月修了見込みの者を含む。）

三 受付期間

令和六年七月一日から同年九月五日まで

四 採用試験種目

1 第一次試験 筆記試験及び適性検査

2 第二次試験 航空身体検査、口述試験及び適性検査

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 航空身体検査（一部）

(2) 航空自衛隊 操縦適性検査及び医学適性検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

1 第一次試験 令和六年九月十六日

2 第二次試験 令和六年十月十二日から同月十七日までのうち指定する一日

3 第三次試験 令和六年十一月十五日から同年十二月十一日までのうち指定する一日

(2) 航空自衛隊 令和六年十一月九日から同年十二月十二日までのうち指定する期

間

(2) 航空自衛隊 令和六年十一月九日から同年十二月十二日までのうち指定する期

間

七 試験場

1 第一次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）

2 第二次試験 採用試験期日及び試験場の詳細については、第一次試験の合格通知

で通知する。

3 第三次試験

(1) 海上自衛隊 自衛隊呉病院（広島県呉市）その他七箇所

(2) 航空自衛隊 静浜基地（静岡県焼津市）

防府北基地（山口県防府市）

八 採用予定時期

令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部 ○八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所 ○八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所 ○八六―四二二―七三五八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所 ○八六六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所 ○八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和6年7月16日 岡山県公報 第12617号

◎岡山県告示第三百四十三号

防衛省において採用する自衛官のうち一般曹候補生の令和六年度募集の要領は、次のとおりである。

令和六年七月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 採用自衛官の区分

一般曹候補生

二 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上三十三歳未満の者（三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在で三十三歳に達していない者に限る。）であつて、次のいずれにも該当しないものとする。

- 1 日本国籍を有しない者
- 2 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 受付期間

令和六年七月一日から同年九月三日まで

四 採用試験種目

- 1 第一次試験 筆記試験及び適性検査（W E B試験）
- 2 第二次試験 口述試験及び身体検査

五 志願票の請求先及び提出先

市役所若しくは町村役場又は自衛隊岡山地方協力本部、同本部出張所、同本部地域事務所若しくは同本部募集案内所

六 採用試験期日

- 1 第一次試験 令和六年九月十六日から同月二十一日までの間で、受験者の任意の時間（二から三時間程度）
- 2 第二次試験 令和六年十月十三日から同月十六日までのうち指定する一日

七 試験場

- 1 第一次試験 受験者の任意の場所（スマートフォン、P C等を使用し通信環境を有する場所）
- 2 第二次試験 岡山第二合同庁舎（岡山市北区下石井）
陸上自衛隊三軒屋駐屯地（岡山市北区宿）

八 採用予定時期

令和七年三月下旬から同年四月上旬までの間

九 その他

その他詳細については、五の志願票の請求先及び提出先に問い合わせること。

自衛隊岡山地方協力本部

〇八六―二二六―〇三六一

自衛隊岡山地方協力本部津山出張所

〇八六八―二二―五六三七

自衛隊岡山地方協力本部倉敷地域事務所

〇八六―四二二―七三三八

自衛隊岡山地方協力本部高梁地域事務所

〇八六―二二―二三一四

自衛隊岡山地方協力本部岡山募集案内所

〇八六―二二四―二八二四

ホームページ <https://www.mod.go.jp/pco/okayama>

令和6年7月16日 岡山県公報 第12617号

〔三六五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市南溝手字下鷺瀬四八七番一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市川入八一〇番地クラニアガーデン川入三〇三号室

後山 崇

後山 晃子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年二月二十八日岡山県指令建指第三九二号

令和6年7月16日 岡山県公報 第12617号

〔三六六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年七月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字八田部四六一〇番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町二〇六二番地七フェリーチエC・一〇八

青山 駿

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十一日岡山県指令建指第七四号

◎岡山県公安委員会告示第九十七号

令和四年岡山県公安委員会告示第百三十八号（運転免許取得者等教育の認定）の一部を次のように改正する。
令和六年七月十六日

本則の表六の項を次のように改める。

岡山県公安委員会

六	岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村 充司	岡山市中区清水四一八番地 備前自動車岡山教習所	<ol style="list-style-type: none"> 1 第一号課程 2 四輪セーフティードライバー課程 3 第二号課程 4 二輪セーフティードライバー課程 5 規則第一条第三号に掲げる課程（以下「第三号課程」という。） 6 高齢者講習同等課程 7 第四号課程 8 高齢者セーフティードライバー課程 9 規則第一条第五号に掲げる課程（以下「第五号課程」という。） 10 地域特性課程 11 第六号課程 12 更新時講習同等教育課程（七十歳未満） 13 第七号課程 14 大型（普通）自動二輪車の二人乗り運転に関する習熟課程 15 第八号課程 16 企業セーフティードライバー課程 	平成十二年五月八日。ただし、6に掲げる課程は平成十五年四月二十二日、7に掲げる課程は平成十七年八月十七日、3に掲げる課程は令和六年六月二十日
---	---------------------------------------------	----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------

本則の表十九の項中「規則第一条第三号に掲げる課程」を「第三号課程」に改める。

◎岡山県公安委員会告示第九十八号

令和六年岡山県公安委員会告示第三十一号（運転免許取得者等検査の認定）の一部を次のように改正する。
令和六年七月十六日

本則の表一の項中「第一条第一号に掲げる方法」の下に「（以下「第一号検査」という。）」を、「第一条第二号に掲げる方法」の下に「（以下「第二号検査」という。）」を加え、同項の次に次の一項を加える。

二	岡山市中区清水四一八番地 ウエストジャパン興業株式会社 代表者 吉村 充司	岡山市中区清水四一八番地 備前自動車岡山教習所	1 第一号検査 認知機能検査同等検査 2 第二号検査 運転技能検査同等検査	令和六年六月二十日
---	---------------------------------------------	----------------------------	------------------------------------------------	-----------

岡山県公安委員会